

東大阪市市民活動情報サイト登録団体利用規約

(目的)

第1条 この規約は、本市が運営、管理する東大阪市市民活動情報サイト（以下「サイト」という。）を利用するために、必要な事項を定める。

(団体登録)

第2条 サイトに情報を掲載できる団体は、次の要件を満たし、市長によるサイトへの団体登録の承認を受けた団体（以下「登録団体」という。）とする。

- (1) 非営利の公益的な市民活動を行っている団体であること
 - (2) 東大阪市に活動拠点があること
 - (3) 構成員が3人以上であり、過半数が東大阪市民（在住・通学・通勤）であること
 - (4) 団体の運営に関する定款や規約、会則等が定められていること
 - (5) 団体の責任者及び連絡責任者が特定できること
 - (6) 次に掲げる活動を行っていないこと
 - ① 公序良俗に反し、又は反する恐れのある活動
 - ② 法令等に違反し、又は違反する恐れのある活動
 - ③ 選挙運動、又はこれに類する活動
 - ④ 政治性のある活動
 - ⑤ 宗教性のある活動
 - ⑥ 特定の者又は特定の団体のみの利益を図る活動
 - ⑦ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）の統制下にある活動
 - ⑧ サイトの運営を妨害しようとする活動
 - ⑨ その他、市長が適当でないと認めた活動
- 2 前項の規定に関わらず、市長が非営利の公益的な事業を行っていることを認め、前項第2号から第6号の要件を満たす場合は登録団体とする。

(団体登録の申請)

第3条 前条の要件を満たしている団体は、次の各号に掲げる書類を添付し市長に申請するものとする。

- (1) 登録申請書（様式第1号）
- (2) 団体規約、会則、定款等
- (3) 会員又は役員名簿
- (4) 活動概要がわかる資料等

2 前条第2項による登録団体については、前項に規定する書類とともに、非営利の公益的な事業を

証する資料を提出しなければならない。

- 3 登録団体の登録情報の全ての項目に関していかなる虚偽の登録も認めない。
- 4 登録団体は重複して登録することはできない。

(団体登録の審査)

第4条 市長は前条の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、登録承認通知書（様式第2号）又は登録不承認通知書（様式第3号）により申請した団体に通知するものとする。

(認証ID及びパスワード)

第5条 本市は、サイトを利用した情報提供及びサイトに登録した情報（以下、「登録情報」という。）の書き換えを希望する登録団体に対し認証ID（以下「ID」という。）及びパスワードを設定し、交付するものとする。

- 2 IDは、1団体3アカウントまで登録できるものとする。
- 3 登録団体は、ID及びパスワードを譲渡、名義変更、売買することができない。
- 4 団体は、ID及びパスワードの管理、及び使用について一切の責任を負うものとする。登録団体のID及びパスワードの使用上の過誤、管理不十分、又は第三者による不正使用等に起因して登録団体が損害を被った場合、本市は当該損害につき一切責任を負わないものとする。
- 5 登録団体が、1年間情報の新規登録や更新を行わなかった場合は、IDの利用を停止することができる。

(団体登録の変更)

第6条 次の各号の登録団体は、登録内容に変更のあった場合は当該各号に該当する手続きを行うものとする。

- (1) ID及びパスワードの交付を受けている登録団体は、サイト内で変更申請を行い、市長の承認を受ける。若しくは、登録事項変更届（様式第4号）を市長に提出するものとする。
 - (2) ID及びパスワードの交付を受けていない登録団体は、登録事項変更届（様式第4号）を市長に提出するものとする。
- 2 変更登録がなされなかったことにより生じた損害については、本市は一切責任を負わないものとする。

(団体登録の更新)

第7条 登録団体は、登録内容の変更の有無に関わらず、3年毎の市長の指定する時期に第3条に定める書類を添付し、登録情報更新届（様式第5号）を市長に提出し、登録を更新するものとする。

- 2 前項の規定に関わらず、市長が必要と認める場合は、更新期間を短縮することができる。

(団体登録辞退の届出)

第8条 登録を辞退する団体は、辞退届(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(IDの追加・削除及び変更)

第9条 IDの追加又は削除を希望する登録団体は、ID追加・削除申請書(様式第7号)を市長に提出するものとする。

2 第5条第2項で登録された内容に変更があるときは、速やかにサイトに登録された情報を更新しなければならない。ただし、登録者が変更になる場合は、前項のとおり手続きを行うものとする。

(登録団体による情報提供)

第10条 登録団体は、次の各号の非営利の公益的な市民活動及び事業の情報を提供することができる。

- (1) イベント情報
- (2) 募集情報
- (3) お知らせ
- (4) 活動紹介
- (5) その他市長が必要と認める情報

2 登録団体は、前項の規程にかかわらず、次の各項に該当する情報を提供してはならない。

- (1) 公序良俗に反する情報
- (2) 法令に反する又は法令に反する行為に結びつく恐れのある情報
- (3) 他の登録団体又は第三者の著作権、商標権、プライバシー権、氏名権、肖像権、名誉その他の知的財産等を侵害する情報
- (4) 他の登録団体又は第三者の財産・プライバシーを侵害する情報
- (5) 他の登録団体又は第三者を誹謗又は中傷する情報
- (6) 選挙活動、政治活動、宗教活動、営利活動又はこれに類似する情報
- (7) サイトの運営を妨害する情報
- (8) その他、市長が適当でないと認めた情報

(著作権等)

第11条 登録団体は、事前に本市又は著作権者の許諾がある場合を除き、サイトを通じて提供される著作物を著作権法で定める私的使用の範囲内でのみ利用するものとする。

(団体登録及び登録情報の抹消)

第12条 本市は、登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、登録団体の承諾の有無に関わらず、登録及び登録情報を抹消することができる。

- (1) 登録団体から登録辞退の届けがあった場合

- (2) 第7条の規定による更新手続きを行わなかった場合
 - (3) 登録要件を欠いた場合
 - (4) ID又はパスワードを不正使用した場合
 - (5) 不正な登録又は行為があった場合
 - (6) 登録情報に虚偽又は誤りがあった場合
 - (7) 本規約に違反した場合
 - (8) その他、市長が必要と認めた場合
- 2 登録団体は、登録を抹消されたときは、サイトで保有する全ての権利を失うものとする。
- 3 本市は、登録を抹消した団体に対して、提出書類等の返却義務を負わないものとする。

(情報提供の中断及び停止等)

第13条 本市は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録団体の承諾を得ることなく、情報提供の一部又は全部を一時中断又は停止することができる。

- (1) サイトの保守、更新又は停止する必要があるとき
- (2) 地震等の天災や火災、停電その他の非常事態によりサイト運営が困難となった場合
- (3) インターネットを通じた不正侵入等、緊急事態によりサイト運営が困難となった場合
- (4) その他、不測の事態によりサイトの管理運営上支障があると認める場合

(内容の変更等)

第14条 本市は、サイトの運営上必要があるときは登録団体の承認を受けることなく、サイト運営の内容を変更し、追加し、又は中止することができる。

(サイトの閉鎖)

第15条 本市は、一定の予告期間において、サイトを閉鎖することができる。

(免責)

第16条 本市は、サイトの停止やサイトの情報提供が遅延、中断、停止又は変更したことに起因して登録団体が被った損害について、一切責任を負わないものとする。

- 2 本市は、登録団体のID及びパスワードの使用上の過失及び第三者の利用にともなう損害について、一切の責任を負わないものとする。
- 3 本市はサイト運営による情報の提供、変更、若しくは中止又は登録団体を通じて登録、提供若しくは収集された情報の消失、登録団体のコンピュータウイルス感染等による被害、データの破損、漏洩、その他サイトの利用に関連して登録団体に損害が生じて、これを賠償する義務を負わないものとする。
- 4 本市はサイトのサービス及びコンテンツからリンクされている登録団体のウェブサイトやソース内における規約や活動、及びこれに起因するトラブルや損害について、一切の責任を負わないものとする。

ものとする。

- 5 登録団体は、サイトを通じて提供される情報に関し、登録団体と他の登録団体、個人会員又は第三者と紛争が生じた場合は、自己の費用と責任においてこれを解決するものとし、本市に損害を与えてはならない。

(リンクの取扱い)

- 第17条 サイトへのリンクは原則自由とし、リンクする際には本市に連絡するものとする。ただし、リンクさせるウェブサイトの内容に第2条第1項第6号に掲げる活動又は第10条第2項に該当する情報の提供を行っていると本市が判断したときは、リンクをさせない又はリンクを解消するものとする。

(個人情報の保護)

- 第18条 本市並びに登録団体は、サイトより利用者から取得した個人情報については、本来の目的以外に利用及び提供しない。個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づいた保護及び適正に管理するものとする。

(所轄裁判所)

- 第19条 サイト利用に関する本市及び登録団体との間に訴訟の必要が生じた場合は、大阪地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(規約内容の変更)

- 第20条 本市は、合法的かつ一般的良識から逸脱しない範囲で、本規約の内容の一部を登録団体へ通告することなく変更することができる。

(雑則)

- 第21条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

この規約は令和5年10月3日から施行する。